

Lesson 2

# 税務

・第10回・

## 出題・解説

八木会計事務所  
税理士

八木正宣

- ① 配偶者控除について述べた次の文章の中から、正しいものをすべて選んでください。
- ② 配偶者のパート収入が年間103万円を超えると、配偶者控除は適用されない
- ③ その年の12月31日現在の年齢が満70歳以上の配偶者に対する配偶者控除額は、10万円上乗せされる
- ④ 配偶者控除と障害者控除との重複適用はできない
- ⑤ 納税者と生計を一にする親族と常同居している人のことです。
- ⑥ 同居特別障害者とは、特別障害者である配偶者のうち納税者または配偶者控除と障害者控除（通常の納税者と生計を一にする親族と常同居している人のことです）
- ⑦ 青色申告者の事業専従者として専従者給与を受けていない、また配偶者が障害者の場合は、配偶者控除と障害者控除（通常の納税者と生計を一にする親族と常同居している人のことです）
- ⑧ なお配偶者が障害者の場合は、配偶者控除と障害者控除（通常の納税者と生計を一にする親族と常同居している人のことです）
- ⑨ 40万円が重複適用できます。例えば、配偶者が老人控除対象配偶者および同居特別障害者に当たる場合の所得控除額は、配偶者控除83万円と特別障害者控除40万円の合計123万円です。
- ⑩ また、パート収入は所得税の分類上、給与所得となります。給与所得の金額は、給与等の収入金額に応じた給与所得控除額を差し引いて算出します（図表2）。

図表1 配偶者控除額

	同居特別障害者	左記以外の人
一般の控除対象配偶者	73万円	38万円
老人控除対象配偶者	83万円	48万円

図表2 給与所得控除額の速算表

給与等の収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40% (65万円に満たない場合には65万円)
180万円超～360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超～660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超～1000万円以下	収入金額×10%+120万円
1000万円超	収入金額×5%+170万円

## 第1問

配偶者控除について述べた次の文章の中から、正しいものをすべて選んでください。

- ① 配偶者のパート収入が年間103万円を超えると、配偶者控除は適用されない
- ② その年の12月31日現在の年齢が満70歳以上の配偶者に対する配偶者控除額は、10万円上乗せされる
- ③ 配偶者控除と障害者控除との重複適用はできない

## 解説

今回は、配偶者に関する所得控除を取り上げます。配偶者に関する所得控除には、配偶者控除と配偶者特別控除がありますが、まず配偶者控除について解説します。

配偶者控除とは、納税者にその

- ④ 配偶者のその年の合計所得金額が38万円以下である
- ⑤ 青色申告者の事業専従者として専従者給与を受けていない、また
- ⑥ にしている

BANK BUSINESS

は白色申告者の事業専従者でない配偶者控除額は通常38万円ですが、配偶者の年齢や特別障害者に該当するかどうかによって異なる

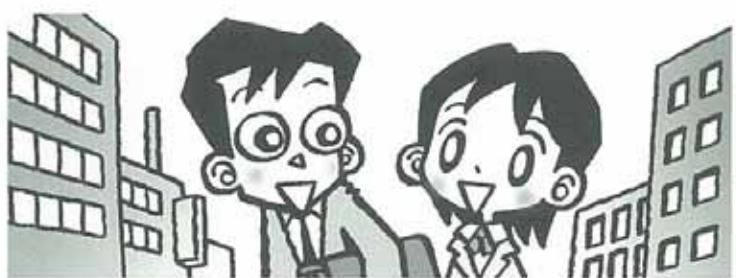
てきます（図表1）。

図表1の老人控除対象配偶者は、その年の12月31日現在の年齢が満70歳以上の配偶者のことです、

同居特別障害者とは、特別障害者である配偶者のうち納税者または配偶者控除と障害者控除（通常の納税者と生計を一にする親族と常に同居している人のことです）。なお配偶者が障害者の場合は、配偶者控除と障害者控除（通常の納税者と生計を一にする親族と常に同居している人のことです）。配偶者控除と障害者控除（通常の納税者と生計を一にする親族と常に同居している人のことです）が重複適用できます。例えば、配偶者が老人控除対象配偶者および同居特別障害者に当たる場合の所得控除額は、配偶者控除83万円と特別障害者控除40万円の合計123万円です。

また、パート収入は所得税の分類上、給与所得となります。給与所得の金額は、給与等の収入金額に応じた給与所得控除額を差し引いて算出します（図表2）。

# ステップアップ法務・税務・財務



テーマ

## 配偶者に関する所得控除

図表3 配偶者特別控除額 単位：万円

配偶者の給与収入	配偶者控除額	配偶者特別控除額
103万円以下	38	—
103万円超～105万円未満	—	38
105万円超～110万円未満	—	36
110万円超～115万円未満	—	31
115万円超～120万円未満	—	26
120万円超～125万円未満	—	21
125万円超～130万円未満	—	16
130万円超～135万円未満	—	11
135万円超～140万円未満	—	6
140万円超～141万円未満	—	3
141万円以上	—	0

### 解説

## 第2問

- 配偶者特別控除について述べた次の文章の中から、誤っているものをすべて選んでください。
- ①配偶者のパート収入が103万円を超えると、配偶者特別控除は適用されない
- ②控除を受ける年の納税者の合計所得金額が1000万円を超える場合には配偶者特別控除は適用されない
- ③配偶者特別控除は夫婦の間で互いに受けられる

配偶者控除は、配偶者の年間合計所得金額が38万円以下であることが適用要件です。配偶者の給与等の収入が年間103万円の場合、給与所得は38万円となり（103万円～65万円）。ほかに収入が

なければ、これが合計所得金額になる）配偶者控除が受けられます。配偶者控除が受けられますが、103万円を超えると合計所得金額も38万円を超え、配偶者控除が受けられません。

以上から、正解は①②です。

### ●納税者本人にも要件が…

配偶者特別控除を受ける納税者の本人の要件は、「控除を受ける年の合計所得金額が1000万円以下であること」で、対象となる配偶者は、次の①～⑤の要件すべてを満たす必要があります。

- ①納税者と生計を一にしている  
②民法に規定する配偶者である

配偶者特別控除を受ける納税者の本人の要件は、「控除を受ける年の合計所得金額が1000万円以下であること」で、対象となる配偶者は、次の①～⑤の要件すべてを満たす必要があります。

- ①納税者と生計を一にしている  
②民法に規定する配偶者である

配偶者特別控除を受ける納税者の本人の要件は、「控除を受ける年の合計所得金額が1000万円以下であること」で、対象となる配偶者は、次の①～⑤の要件すべてを満たす必要があります。

- ①納税者と生計を一にしている  
②民法に規定する配偶者である